



---

# 独立行政法人国際協力機構(JICA) 市場関係者向け説明会(資料編)

---

2020年1月



独立行政法人 国際協力機構

# 目次

---

|                        |       |
|------------------------|-------|
| I. JICA債(ソーシャルボンド)について | P. 3  |
| II. 政策的位置づけ            | P. 9  |
| III. 円借款の概要            | P. 14 |
| IV. 民間連携、地方における取組      | P. 17 |
| V. 国際協力機構のESG          | P. 25 |
| 参考情報                   | P. 33 |

# I. JICA債(ソーシャルボンド)について

## ICMAによるソーシャルボンドの定義

- 2016年6月16日、グリーンボンド原則の事務局を務める国際資本市場協会(International Capital Market Association: ICMA)は、更なるサステナブル投資の発展・普及に向けて、環境問題に加え**社会課題の解決を目的とした債券をソーシャルボンドとして定義し**、(1)対象事業例や(2)透明性確保に関するガイダンスを公表しました(※2017年6月にソーシャルボンド原則として新たに位置付けました)
- JICAは、従来、事業透明性の確保に努めており、JICA債は、ソーシャルボンドの特性に従うものとして、第三者機関よりセカンドオピニオンを取得しています

### ソーシャルボンドの定義

#### 1 対象事業例：社会開発に資する事業

##### ■ 以下の分野などの社会開発に資する事業

- ✓ 基礎インフラ開発  
(上下水、衛生、交通等)
- ✓ 社会サービスへのアクセス改善  
(健康、教育、職業訓練、金融サービス等)
- ✓ 住宅支援
- ✓ 雇用創出  
(マイクロファイナンス、中小企業支援)
- ✓ 食糧安全保障
- ✓ 社会経済開発

##### ■ ターゲット層の例示

- ✓ 貧困ラインを下回る所得層
- ✓ 社会における少数派グループ
- ✓ 災害等の影響による脆弱層
- ✓ 障害者
- ✓ 移民・難民
- ✓ 未教育者・未就業者

#### 2 透明性確保のための開示項目

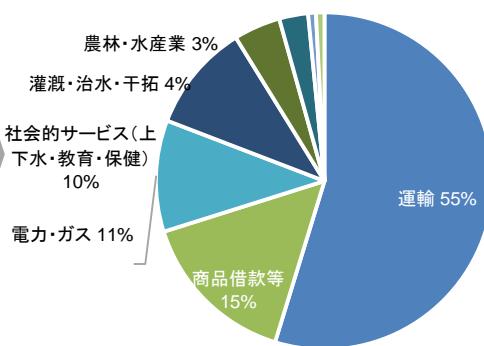
以下4項目に係る透明性が確保されていること。

- 資金使途
- 事業評価・選定プロセス
- 資金管理
- レポートイング

### JICA債の現状

#### 1 対象事業：有償資金協力事業

##### ■ 円借款対象事業の分野内訳



##### ■ 有償資金協力事業の事例

###### 【交通インフラ整備に向けた支援】

- ✓ インド ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業(第一期)
- ✓ ルワンダ シゴマーラミロ区間道路改良事業

###### 【災害による脆弱層に向けた支援】

- ✓ バングラデシュ 災害リスク管理能力強化事業
- ✓ フィリピン カビテ州産業地域洪水リスク管理事業

###### 【健康増進に向けた支援】

- ✓ スリランカ 保健医療サービス改善事業
- ✓ バングラデシュ イーストウエスト医科大学病院事業

###### 【社会経済開発に向けた支援】

- ✓ モンゴル 財政・社会・経済改革開発政策借款

※2016～2018年度貸付承諾金額ベース

#### 2 透明性確保の仕組み(概要)

JICAでは以下のように透明性確保に向けた取組みを進めています(詳細は後述)。

- 資金使途 国際連合および世界銀行の基準に基づく開発途上国において、日本政府の方針(開発協力大綱等)に沿った事業に資金が充当されます
- 事業評価・選定 国際標準に基づく評価項目によって審査され、日本政府・外部専門家を交えた透明性のある事業評価・選定プロセスを経て、実施されています
- 資金管理 有償資金協力勘定はそれ以外の業務の勘定とは区分経理され、会計検査院、会計監査人、監事による点検・監査が行われます
- レポートイング 個別事業は、事業の実施の事前・事後に定量的な効果指標を含む評価表が作成され、JICAホームページにて公表されています

# I. JICA債(ソーシャルボンド)について: 資金使途

## 「資金使途」における透明性確保に向けて

- JICAの有償資金協力業務の基本方針と適格基準はソーシャルボンドの特性である「社会課題の解決」に資するものです
- JICA債の調達資金の資金使途は、有償資金協力業務(円借款と海外投融資)の出融資に充当されることが、JICA法第32条に明示されており、それ以外の業務に使われることはありません

### 基本方針に基づいた事業の実施

- JICAの有償資金協力業務は、日本政府の開発協力の基本方針である開発協力大綱に基づき実施されており、その理念・重点政策は、開発途上国社会課題の解決に資するものです

#### 開発協力大綱の概要

##### ①理念

###### 1) 開発協力の目的

- ・国際社会の平和と安定及び繁栄の確保
- ・日本の平和と安定の維持・更なる繁栄の実現
- ・安定性・透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現
- ・普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護

###### 2) 基本方針

- ・非軍事的協力による平和と繁栄への貢献
- ・人間の安全保障の推進
- ・自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自律的発展に向けた協力

##### ②重点政策

###### 1) 重点課題

- ・「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅
- ・普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- ・地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靭な国際社会の構築

###### 2) 地域別重点課題

- ・世界の各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を戦略的、効果的かつ機動的に実施
- ・地域統合、地域レベルでの取組、広域開発、連結性強化等の動きを踏まえる
- ・各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力の実施

### 所得階層分類に基づく適格基準

- JICAの有償資金協力業務は、国連・世界銀行の所得階層分類に基づき、LDC(\*)～卒業移行国への支援を実施することが定められています

図表:所得階層(一部抜粋)(2019年度)

| 所得階層                           | 一人あたりGNI                   | 国   |
|--------------------------------|----------------------------|---|
| L D C<br>かつ<br>貧困国(US\$ 995以下) |                            | アフガニスタン、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、リベリア、ルワンダ  |
| L D C<br>又は<br>貧困国(US\$ 995以下) |                            | アンゴラ、カンボジア、キリバス、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、シリア、ジンバブエ、スードン、ソロモン諸島、タジキスタン、ツバル、バヌアツ、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ミャンマー、モーリタニア、ラオス、レソト  |
| 低・中所得国                         | US\$ 996以上<br>US\$ 3,895以下 | インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エスワティニ、エルサルバドル、ガーナ、カーポベルデ、カメルーン、キルギス、ケニア、コソボ、コートジボワール、コンゴ共和国、ジョージア、スリランカ、チュニジア、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、パバヌニューギニア、フィリピン、ベトナム、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モンゴル、モルドバ、モロッコ  |
| 中進国及び<br>卒業移行国                 | US\$ 3,896以上               | アゼルバイジャン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、イラク、イラン、エクアドル、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、キューバ、グアテマラ、クック諸島、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、サモア、ジャマイカ、スリナム、赤道ギニア、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナウル、ナミibia、ニウエ、パナマ、パラオ、パラグアイ、斐ジー、ブラジル、ベネズエラ、ペラルーシ、ベリーズ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マケドニア、マーシャル諸島、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モーリシャス、モルディブ、モンテネグロ、ヨルダン、リビア、レバノン |

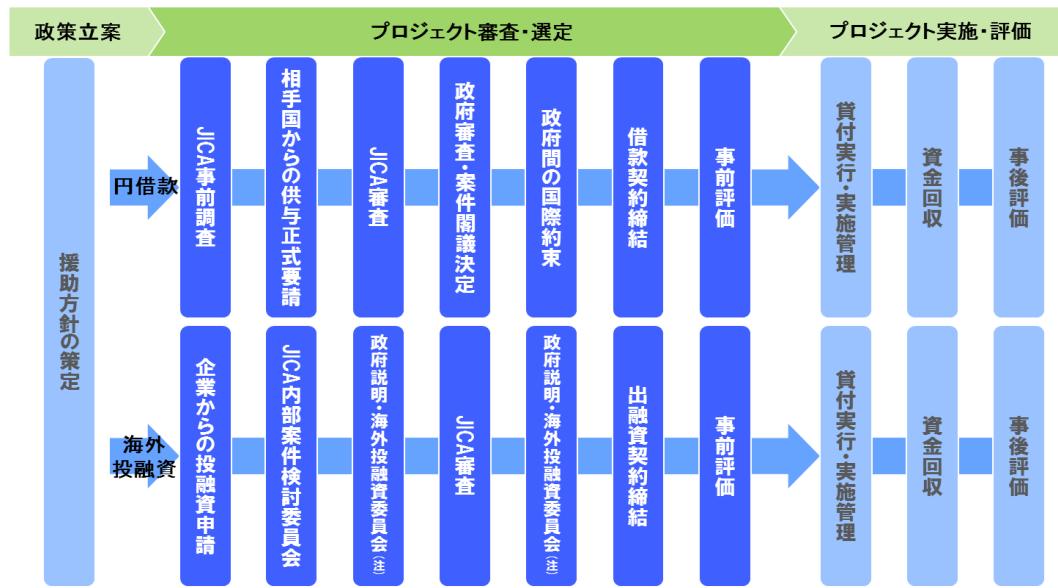
# I. JICA債(ソーシャルボンド)について: 事業評価・選定プロセス

## 環境・社会への配慮

- JICAの有償資金協力業務では、環境社会配慮ガイドラインに基づき、開発事業が与える可能性のある環境社会影響の回避・緩和に努めています
- 同ガイドラインでは、環境社会配慮の責務と手続き、相手国等に求める要件を設定し、JICAが行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・アクセシビリティを確保しています

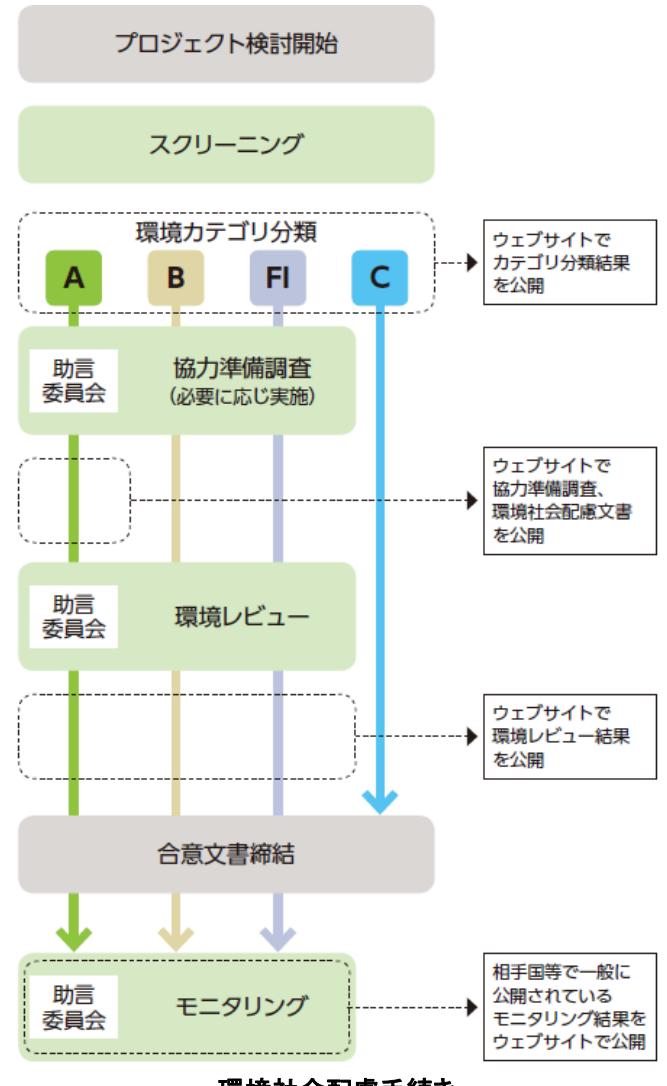
## 基本方針に基づいた事業の実施

- 事業評価・選定は、経済協力開発機構が定める国際標準である「DAC評価5項目」に基づいて行われます
- その結果は事前評価表として全案件がJICAホームページに公開されます



(注) 第三者から構成され、海外投融資の実施に関し、開発援助及び金融等の知見を踏まえて助言を行うもの。

(URL) [http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/index.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/index.html)



(URL) <http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>

# I. JICA債(ソーシャルボンド)について: 資金管理

## 「資金管理」における透明性確保に向けて

- JICAでは会計検査院、会計監査人、監事の3者体制による検査・監査の仕組みにより常時点検・確認されています
- JICA法第17条に基づき、有償資金協力業務とそれ以外の業務は、経理を区分し、それぞれの勘定(有償資金協力勘定、一般勘定)を設けて、整理されており、両勘定間の資金流用は認められていません

### 検査・監査体制



- 会計検査院:** 国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する機関。  
(日本国憲法第90条および会計検査院法第20条)
- 会計監査人:** 公認会計士または監査法人。独立行政法人は財務諸表、事業法億書及び決算報告書について会計監査人の外部監査を受けねばならない。  
(独立行政法人通則法第39条)
- 監事:** JICAの保有財産及び理事の業務執行を監査する役職。JICAでは3名の監事を置いている。  
(独立行政法人通則法第18条およびJICA法8条)

### 「資金管理」に関する情報公開

- ホームページに事業年度毎の決算公告として監査結果を公開しています

平成29事業年度決算公告

一般勘定

- 財務諸表 (PDF/630KB)
- 事業報告書 (PDF/653KB)
- 決算報告書 (PDF/197KB)
- 会計監査報告 (PDF/1,10MB)
- 監査報告 (PDF/73.8KB)

有償資金協力勘定

- 財務諸表 (PDF/400KB)
- 業務報告書 (PDF/920KB)
- 決算報告書 (PDF/106KB)
- 会計監査報告 (PDF/420KB)
- 監査報告 (PDF/105KB)
- (参考) 銀資金等の状況

※独立行政法人国際協力機構法第28条第1項に定める財務諸表は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書ですが、同条第2項に基づき、附属明細書を、また独立行政法人会計基準第42に基づき、任意に作成するキャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類及び行政サービス実施コスト計算書を含めて掲載しています。

# I. JICA債(ソーシャルボンド)について: レポート

## 事前評価・事後評価

有償資金協力業務の全事業について、国際的なODA評価の視点である「DAC5項目」に基づき、円借款事業に関する事前評価、事後評価を実施しています。評価結果はJICAホームページで公開されており、評価値と実績値の比較から効果の検証が可能です。

(URL) <http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>

## 年度実績

年度ごとの有償資金協力業務に関し、以下項目について年次報告書で公表しています。

- 国別・セクター別 新規承諾件数、新規承諾額
- 国別貸付実行実績
- 国別出融資実行額
- 国別出融資回収額
- 国別出融資残高

(URL) <http://www.jica.go.jp/about/report/index.html>

## インパクトレポート

事前/事後評価結果に基づき、有償資金協力業務全般による主要なインパクト及び個別案件によるインパクトの事例を取りまとめ、公表しています。

(URL) [https://www.jica.go.jp/investor/bond/ku57pq00001qs7yu-att\\_Impact\\_Report.pdf](https://www.jica.go.jp/investor/bond/ku57pq00001qs7yu-att_Impact_Report.pdf)

## 持続可能な開発目標(SDGs)への貢献

JICAは2001年～2015年において、ミレニアム開発目標(MDGs)に取り組んできました。

2016年～2030年においては、MDGsにおいて未達成となった、初等教育の完全普及や乳幼児死亡率の削減等に、環境や成長・雇用といった経済的視点も加味された、持続可能な開発目標(SDGs)に取り組んでいきます。

(SDGs実施指針「フォローアップ・レビュー」より抜粋)

### SDGsから見るJICAの取り組み実績



# I. JICA債(ソーシャルボンド)について

## 「セカンド・オピニオン」の取得と概要

- JICAは、JICA債の発行にあたり、ICMAが発行するソーシャルボンド原則(SBP)に基づき、「ソーシャルボンドとしてのJICA債」について、株式会社日本総合研究所(以下、日本総研)からのセカンド・オピニオンを取得し、**「JICA債」はソーシャルボンド原則が示す、社会課題への対応を目的とした「ソーシャルボンド」の特性に従うものである**、との評価を得ています
- 上記評価は、ソーシャルボンド原則が債券発行体に情報開示を求める「資金使途」、「事業評価・選定プロセス」、「資金管理」、「レポートティング」の4項目を日本総研が評価した結果に基づくものです



### 資金使途

- JICA債の調達資金が充当される有償資金協力事業では、その対象業種および対象国選定において**明瞭な適格基準が設定されている**と言える。

### 事業評価・選定プロセス

- JICA事業では**SBPが推奨する外部レビューの体制が十分に整備されており、透明性の担保と情報開示を実現できている**ことを評価する。

### 資金管理

- JICA債の**調達資金は十分に透明性のあるシステムの下で管理されている**と判断する。

### レポートティング

- 有償資金協力事業の全件で定量的・定性的な事前評価と事後評価が公開されており、**極めて透明性の高い情報開示が実施されている**。

## TOKYO PRO-BOND Market上場

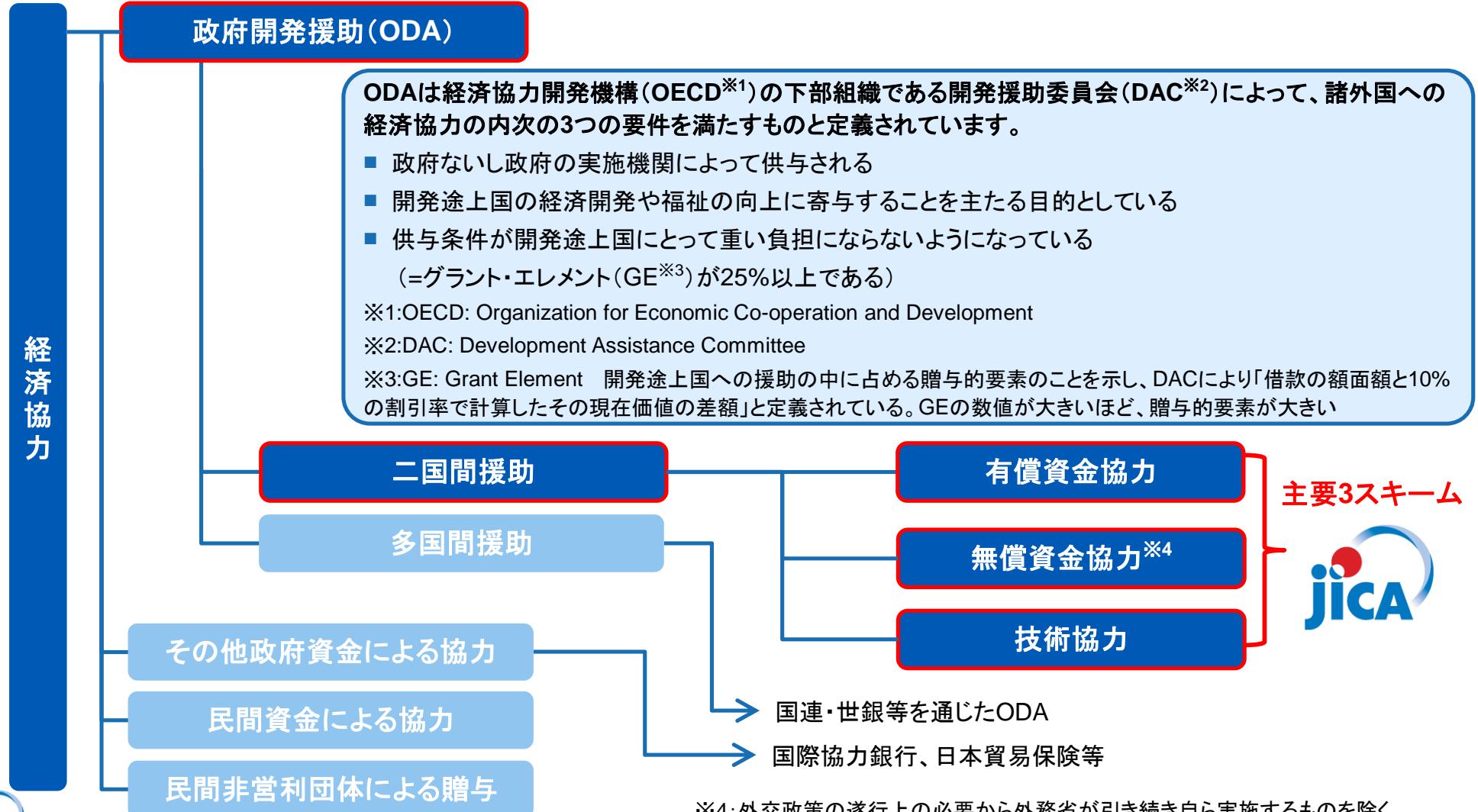
- JICA債は、2018年6月に株式会社東京証券取引所が運営するTOKYO PRO-BOND Marketへ上場し、同Marketのグリーンボンド・ソーシャルボンドプラットフォームに登録しています。
- JICAは同Market上場を通じ、(1)ESG市場活性化、(2)日本政府が推進する「アジア債券市場育成イニシアティブ」、(3)東京都が推進する「国際金融都市・東京」構想への貢献を目指しています。
- JICA債は、金融商品取引法第二章の適用外となる財投機関債であり、特定投資家向け私募に該当しないため、同Market上場に拘らず、一般投資家を含む全ての投資家への販売が可能となっている公募債です。



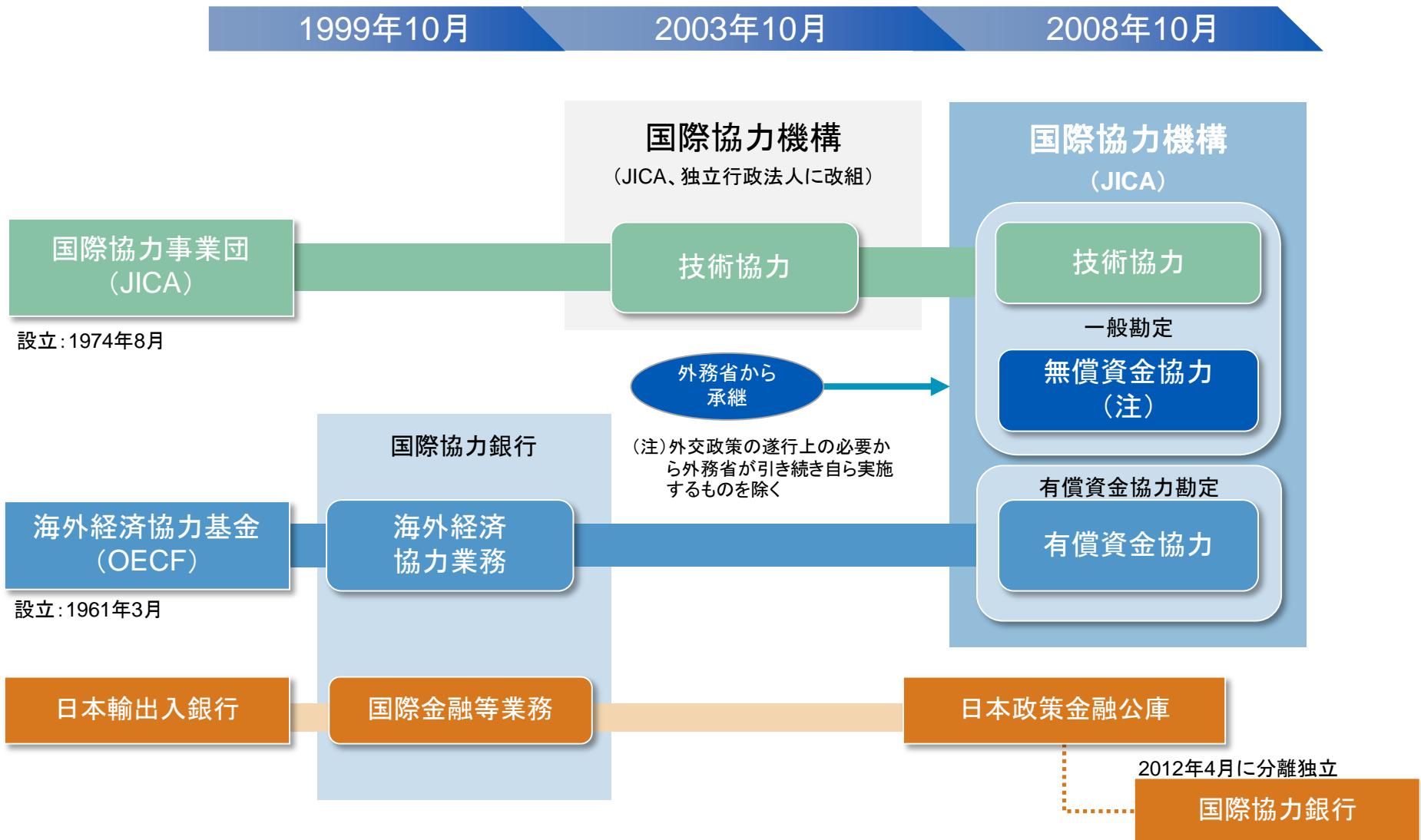
**JPX**  
TOKYO STOCK EXCHANGE

## II. 政策的位置づけ：経済協力におけるJICAの役割

- JICAは日本の政府開発援助(ODA)を一元的に行う実施機関として、開発途上国に対する国際協力を展開しています。

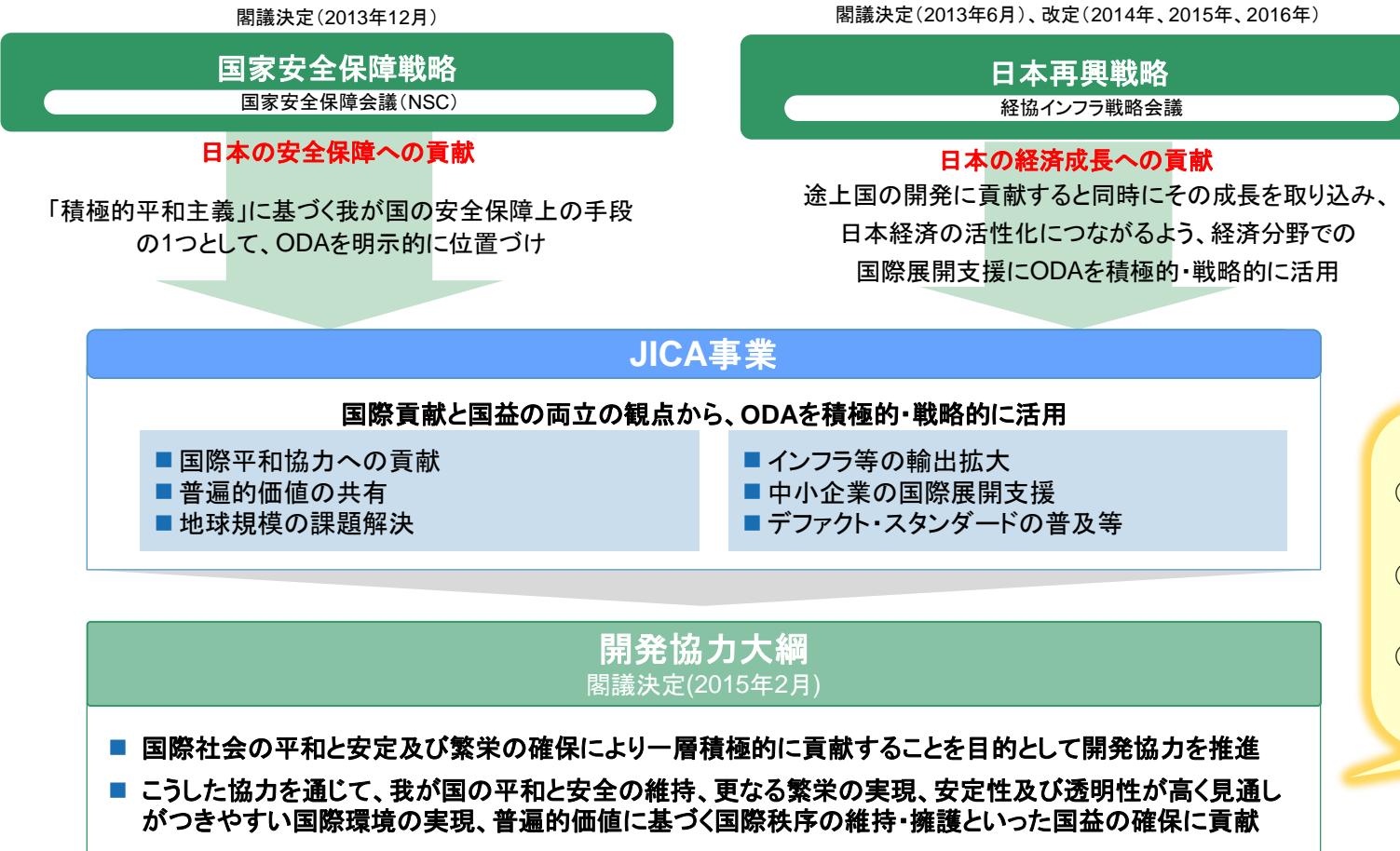


## II. 政策的位置づけ: JICA組織再編経緯



## II. 政策的位置づけ：日本の国家戦略とJICA事業

- 2013年度に策定された、①「**国家安全保障戦略(NSS)**」及び、②「**日本再興戦略**」において、ODA等の事業を通じてJICAが果たすべき役割が明示的に位置づけられました。JICAに対して、経済成長戦略及び安全保障戦略という主要な二つの国家戦略における貢献が期待されており、その方針は、2015年2月に改定された「開発協力大綱」に引き継がれています。



## II. 政策的位置づけ：質の高いインフラ投資関連施策

### 円借款の制度改革

- 2015年5月21に東京都内で開催された「第21回国際交流会議 アジアの未来」において、安倍総理により「質の高いインフラパートナーシップ」を支える4本の柱が公表されました。
- その後、2015年11月のASEANビジネス投資サミットにおいて「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、2016年5月には伊勢志摩サミットにおいて「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」として、安部総理より円借款、海外投融資等の制度改善策が発表されました。これを受け、JICAは円借款の利便性のさらなる向上に取り組んでまいります。

#### 「質の高いインフラパートナーシップ」を支える4本の柱

##### 第一の柱

日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化

##### 第二の柱

日本とADBのコラボレーション

##### 第三の柱

JBICの機能強化等によるリスク・マネーの供給倍増

##### 第四の柱

「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着

### 円借款の制度改革

- 円借款の迅速化
- ドル建て借款の創設及び外貨返済型円借款の活用拡大
- サブ・ソブリン円借款における新たな対応(政府保証の例外的免除)  
※いずれもJICAの財務健全性を確保することを前提とする施策

### ADBとの業務協力

- 2015年12月17日にADBとJICAは具体的な連携枠組みにかかる覚書を締結。主な内容は以下の通り。
- PPP等民間インフラ案件支援のための信託基金創設(2016年3月30日に信託基金設立契約を締結した)
  - 公共インフラ整備促進のための開発途上国政府向け協調融資枠組み

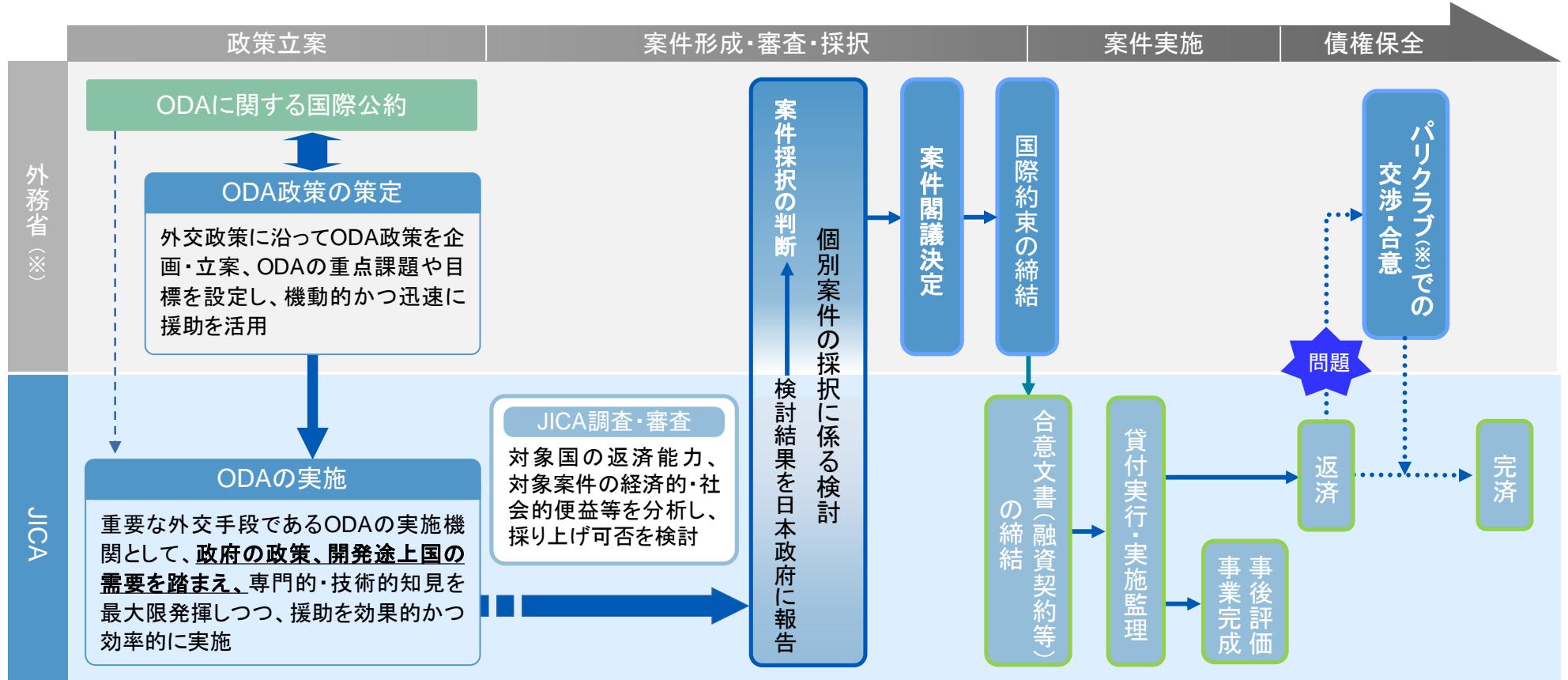
### 日本のインフラ技術の普及

- 途上国から視察団・研修員を積極的に受け入れ(技術協力)、日本の優れたインフラ技術をグローバルに普及
- 質の高いインフラ投資のモデルケースとしてJICAのインフラ案件を世界に発信(政府は「質の高いインフラ投資事例集」を作成し、世界中の国々と共有)

## II. 政策的位置づけ: JICA業務と日本政府との関係

- JICAの業務は、日本政府のODAに関する国際公約を主とする政策に基づき、政府と連携しつつ実施されます。個別案件の審査、実施、評価などはJICAが実施しますが、方針策定から個別案件の審査・採択及び債権保全に至るまで、幅広い日本政府の関与が特徴です。

### 円借款事業の採択・実施手続き



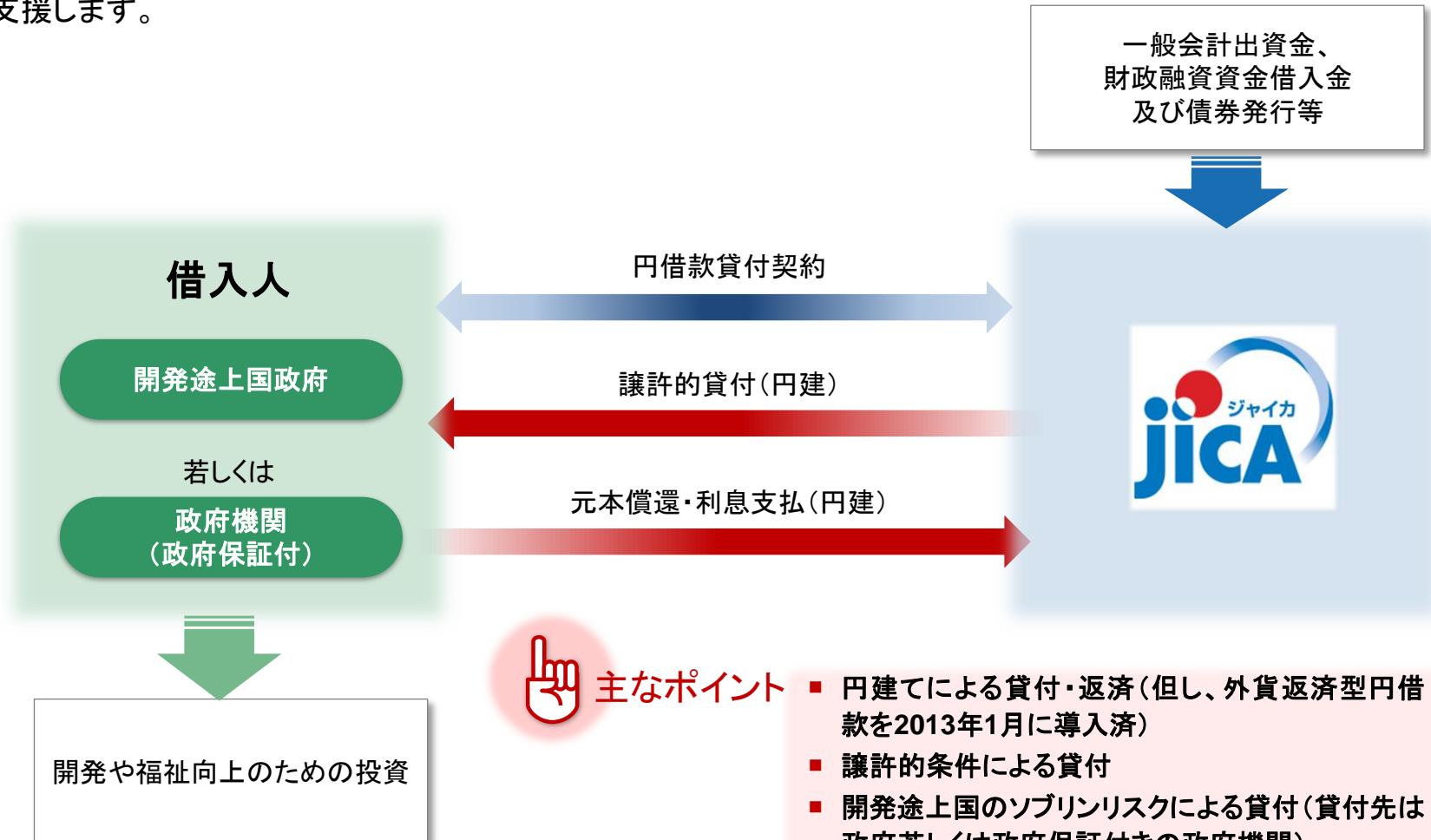
有償業務について、外務省は個別案件の採択等に際し財務省及び経済産業省と協議を行う(JICA法 第42条第3項)

(※)パリクラブ: 対外債務返済の困難(国際収支困難)に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担軽減のための措置を取り決める、二国間公的債権者の非公式な会合(詳細は31ページを参照)

出所: 外務省・財務省・JICA・JBIC作成資料を基にJICAが作成

### III. 円借款の概要：円借款の流れ

- 円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取り組みを支援します。



#### 主なポイント

- 円建てによる貸付・返済（但し、外貨返済型円借款を2013年1月に導入済）
- 譲許的条件による貸付
- 開発途上国のソブリンリスクによる貸付（貸付先は政府若しくは政府保証付きの政府機関）
- 2015年11月「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえた円借款・海外投融資の制度改善策を発表（迅速化、ドル建て借款の創設等）

### III. 円借款の概要：円借款供与条件

2019年10月1日以降に事前通報が行われる案件に適用される供与条件

| 所得段階                                    | 一人当たりGNI   | 条件  | 適用金利 | 基準／オプション    | 金利(%)        | 償還期間(年) | うち据置期間(年) | 調達条件  |  |
|---|--|---|------|-------------|--------------|---------|-----------|-------|--|
| LDCかつ貧困国(US\$ 995以下) <sup>(注1)</sup>    |  |   |      |             | 0.01         | 40      | 10        | アントイド |  |
| L D C<br>又は<br>貧 困<br>国<br>(US\$ 955以下) | STEP <sup>(注2: 以下同じ)</sup><br><br>ハイスペック <sup>(注3: 以下同じ)</sup><br><br>優先条件 <sup>(注4: 以下同じ)</sup> | 固定金利  | 基準   | 0.10        | 40           | 12      | タ イ ド     |       |  |
|   |  | 固定金利  | 基準   | 0.25        | 30           | 10      | アントイド     |       |  |
|   |  | 変動金利 <sup>(注5: 以下同じ)</sup>                              | 基準   | ¥LIBOR+25bp | 30           | 10      |           |       |  |
|   | 一般条件   | 固定金利  | 基準   | 0.80        | 30           | 10      | アントイド     |       |  |
|   |  | 変動金利  | 基準   | ¥LIBOR+35bp | 30           | 10      |           |       |  |
|   |  | 固定金利  | 基準   | 0.65        | 30           | 10      |           |       |  |
| 低中所得国                                   | US\$ 966<br>以上   | STEP  | 固定金利 | 基準          | 0.10         | 40      | 12        | タ イ ド |  |
|   |  | ハイスペック  | 固定金利 | 基準          | 0.50         | 30      | 10        | アントイド |  |
|   |  | 優先条件  | 変動金利 | 基準          | ¥LIBOR+65bp  | 30      | 10        |       |  |
|   | US\$ 3,895<br>以下   | 固定金利  | 基準   | 0.90        | 30           | 10      | アントイド     |       |  |
|   |  | 一般条件  | 変動金利 | 基準          | ¥LIBOR+85bp  | 30      | 10        |       |  |
|   |  | 固定金利  | 基準   | 1.15        | 30           | 10      |           |       |  |
| 中進国以上                                   | US\$ 3,896<br>以上   | ハイスペック  | 固定金利 | 基準          | 0.70         | 30      | 10        | アントイド |  |
|   |  | 優先条件  | 変動金利 | 基準          | ¥LIBOR+85bp  | 30      | 10        |       |  |
|   |  | 固定金利  | 基準   | 1.15        | 30           | 10      |           |       |  |
|   |  | 一般条件  | 変動金利 | 基準          | ¥LIBOR+105bp | 30      | 10        |       |  |
|   |  | 固定金利  | 基準   | 1.35        | 30           | 10      |           |       |  |
| コンサルティングサービス                            |  | コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。 |      |             |              |         |           |       |  |
| プログラム借款オプション                            |  | 協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。               |      |             |              |         |           |       |  |

※ 上記は基準となる供与条件であり、償還期間が15年、20年、25年のオプションも選択可能。全供与条件は[JICAホームページ](#)に記載。

(注1) LDCかつ貧困国は、分野にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。LDCかつ貧困国から上位の所得階層に移行する際は、直ちに適用金利を変更せず、3年間の移行期間を設定。

(注2) STEP(本邦技術活用条件)は、OECDルール上タイド借款が供与可能な案件のうち、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。STEP対象国は、OECD公的輸出信用アレンジメント上タイド借款が供与可能な国。但し、LDC(国連開発計画委員会のLDCリスト掲載ページを参照)を除く。

(注3) ハイスペック借款は、「質の高いインフラ」を推進すると特に認められるプロジェクト借款案件に適用(適用に当たっては具体的な案件毎に検討。)。

(注4) 優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野及び人材育成分野。

(注5) ¥LIBOR(6か月物)部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。変動金利の下限金利は0.1%とする。

(注6) 災害復旧分野(災害復旧スタンダード・バイ借款を含む)は、所得階層にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。災害復旧スタンダード・バイ借款は、外貨返済型円借款が適用可能な償還期間(据置期間)である、20年(6年)、15年(5年)も選択可能とする。

(注7) PPPインフラ信用補完スタンダード・バイ借款は、所得階層にかかわらず、変動金利のみとし、金利6か月¥Libor+30~50bp、償還期間は最長40年(最長コミットメント期間=30年+10年)の範囲内で個別に設定する。ただし、短期流動性支援の場合は、10年を償還期間とする。

(参考) IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。一般条件及び優先条件の固定金利については、市場実勢を踏まえ、変動金利と等価の金利水準となるよう、定期的に見直すものとする。中進国以上には固定金利も選択可能であるが、原則変動金利を適用するものとする。本邦技術活用条件(Special Terms for Economic Partnership)

(※) LDC: 後発開発途上国(Least Developed Countries) (※) タイド/アントイド: タイドは、物資およびサービスの調達先が借款供与国(日本)に限定されるなどの条件が付くが、アントイドは日本以外の国からも調達可能。

### III. 円借款の概要：円借款供与条件

主要国所得階層別分類(2019年4月改訂)

| 所得階層                         | 一人当たりGNI                   | 国名  |
|------------------------------|----------------------------|---|
| LDC<br>かつ<br>貧困国(US\$ 995以下) |                            | アフガニスタン, イエメン, ウガンダ, エチオピア, エリトリア, ガンビア, ギニア, ギニアビサウ, コモロ, コンゴ民主共和国, シエラレオネ, セネガル, ソマリア, タンザニア, チャド, 中央アフリカ, トーゴ, ニジェール, ネパール, ハイチ, ブルキナファソ, ブルンジ, ベナン, マダガスカル, マラウイ, マリ, 南スーダン, モザンビーク, リベリア, ルワンダ   |
| LDC<br>又は<br>貧困国(US\$ 995以下) |                            | アンゴラ, カンボジア, キリバス, サントメ・プリンシペ, ザンビア, ジブチ, シリア, ジンバブエ, スーダン, ソロモン諸島, タジキスタン, ツバル, バヌアツ, バングラデシュ、東ティモール, ブータン, ミャンマー, モーリタニア, ラオス, レソト  |
| 低・中所得国                       | US\$ 996以上<br>US\$ 3,895以下 | インド, インドネシア, ウクライナ, ウズベキスタン, エジプト, エスワティニ, エルサルバドル, ガーナ, カーボベルデ, カメルーン, キルギス, ケニア, コソボ, コートジボワール, コンゴ共和国, ジョージア, スリランカ, チュニジア, ナイジェリア, ニカラグア, パキスタン, パプアニューギニア, フィリピン, ベトナム, ポリビア, ホンジュラス, ミクロネシア, モンゴル, モルドバ, モロッコ   |
| 中進国以上                        | US\$ 3,896以上               | アゼルバイジャン, アルジェリア, アルゼンチン, アルバニア, アルメニア, アンティグア・バーブーダ, イラク, イラン, エクアドル, ガイアナ, カザフスタン, ガボン, キューバ, グアテマラ, クック諸島, グレナダ, コスタリカ, コロンビア, サモア, ジャマイカ, スリナム, 赤道ギニア, セルビア, セントビンセント・グレナディーン, セントルシア, タイ, ドミニカ共和国, ドミニカ国, トルクメニスタン, トルコ, トンガ, ナウル, ナミビア, ニウエ, パナマ, パラオ, パラグアイ, フィジー, ブラジル, ベネズエラ, ベラルーシ, ベリーズ, ペルー, ボスニア・ヘルツェゴビナ, ボツワナ, マケドニア, マーシャル諸島, マレーシア, 南アフリカ, メキシコ, モーリシャス, モルディブ, モンテネグロ, ヨルダン, リビア, レバノン |

## IV. 民間連携、地方における取組：民間連携ツール

| 更なる市場拡大へのボトルネック | ファイナンス組成上の問題点   | 案件組成に係るコスト高   | 事業実施上の不確実性  | 官民のリスク分担のあるべき姿  |
|-----------------|---|---|---|---|
|                 | <ul style="list-style-type: none"><li>■期間のミスマッチ（特にインフラ）</li><li>■高い事業リスク（特にBOP）</li><li>■長期で安定的なリスクマネー提供者／レンダーの不在</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>■途上国市場の情報不足</li><li>■事業実施経験不足</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>■完工リスク</li><li>■法令／政策／制度変更リスク</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>■需要変動リスクへの対応まで取るPPP案件は限定的</li></ul> |

### 途上国民間セクター支援においてJICAと連携することのメリット

開発に資する民間事業成立に不可欠な要素を、各種スキームで総合的に支援

⇒ 例：政策・制度改善、計画立案、運営維持管理指導等の技術協力

インフラを中心とし、途上国での豊富な支援実績を通じ構築した先方政府との関係を活用しリスク軽減の可能性

⇒ 例：料金政策の着実な実行の担保

途上国におけるネットワーク・知見の提供

⇒ 例：情報不足の補完（コスト／参入障壁低減）

長期でゆるやかな条件の資金提供

中小企業の海外展開における情報、知見、資金等の提供

民間連携ツール

協力準備調査  
(PPPインフラ事業)

海外投融資

SDGsビジネス支援

中小企業の  
海外支援展開

# IV. 民間連携、地方における取組：海外投融資

## 海外投融資の概要

- SDGs達成に向けた開発資金の不足に対応するため、新たなODAの役割として民間資金を動員・触媒することが求められており、JICAは、SDGs達成に貢献する事業に対して、譲許的資金及びリスクキャピタルを提供し、より多くの民間投資と融資を動員することを目指します。



顧客

民間  
企業

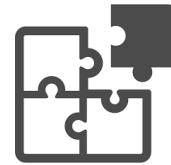
ESGへの取組みやSDGs貢献の観点からコミットメントが強く（徳が高く）、リスクの高い開発途上地域における案件を成功させる能力・知見を有する企業。なお、制度金融の役割分担に鑑み、徳の高い非日系企業も積極的に検討する。



分野

SDGs

SDGsに貢献する事業を対象とし、特に以下重点分野を優先的に検討する。  
・経済開発：エネルギー、経済成長・雇用、インフラ・産業、都市開発  
・社会開発：飢餓・栄養、健康、教育、水・衛生  
・環境：気候変動、森林・生物多様性



商品

融資

①事業会社向け融資、②プロジェクトファイナンス、③地場銀行向け融資  
一般の金融機関よりリスクを取り、かつ譲許的な融資条件で事業性を補完する。



All  
JICA

総合  
支援

対途上国政府向けの円借款・技術協力・無償や協力準備調査（PPPインフラ事業）（※）を総合的に活用し、All JICAで民間連携を主流化し付加価値を創出する。

（※）本邦民間法人には、海外投融資を活用した事業実施を前提に、最大1.5億円の予算で提案事業の事業計画策定を支援する「協力準備調査（PPPインフラ事業）」を用意

# IV. 民間連携、地方における取組：地方における取組

## 日本の企業・大学・行政・市民と途上国をつなぐ

- JICAは国内15拠点を窓口に途上国と日本各地をつなぐ仕事をしています。
- 国内の企業・大学・行政・市民の皆さまが有する経験・ノウハウを活かして途上国の課題解決に貢献するべく取り組んでいます。



# IV. 民間連携、地方における取組：連携協定・覚書

## JICAと地域金融機関、大学、行政の連携協定・覚書

- JICAは、多くの地域金融機関、大学、行政と連携協定／覚書を締結し、中小企業の海外展開サポートや開発途上国の開発・発展及び日本の地域活性化、国際協力事業の質の向上やノウハウの活用、国際協力人材の効果的育成、国際協力への理解促進等を推進しています。

### JICAと連携するメリット

JICA支援制度の活用

JICAが持つ開発途上国  
現地情報の活用

地元地域・企業の  
活性化

メディア等で  
取り上げられることによる  
広報効果

職員の人材育成

#### 地域金融機関との 連携協定／覚書締結例

|             |                |                    |
|-------------|----------------|--------------------|
| 帯広信用金庫（北海道） | 第四銀行（新潟県）      | 京都中央信用金庫（京都府）      |
| 青森銀行（青森県）   | 北國銀行（石川県）      | 尼崎信用金庫（兵庫県）        |
| 岩手銀行（岩手県）   | 福井銀行（福井県）      | 南都銀行（奈良県）          |
| 七十七銀行（宮城県）  | 山梨中央銀行（山梨県）    | 鳥取銀行（鳥取県）          |
| 秋田銀行（秋田県）   | 八十二銀行（長野県）     | 山陰合同銀行（島根県）        |
| 北都銀行（秋田県）   | 岐阜信用金庫（岐阜県）    | 山口フィナンシャルグループ（山口県） |
| 莊内銀行（山形県）   | 十六銀行（岐阜県）      | 阿波銀行（徳島県）          |
| 山形銀行（山形県）   | 浜松いわた信用金庫（静岡県） | 百十四銀行（香川県）         |
| 東邦銀行（福島県）   | 静岡銀行（静岡県）      | 伊予銀行（愛媛県）          |
| 常陽銀行（茨城県）   | 清水銀行（静岡県）      | 愛媛銀行（愛媛県）          |
| 筑波銀行（茨城県）   | しづおか信用金庫（静岡県）  | 四国銀行（高知県）          |
| 栃木銀行（栃木県）   | 中京銀行（愛知県）      | 福岡ひびき信用金庫（福岡県）     |
| 足利銀行（栃木県）   | 名古屋銀行（愛知県）     | 宮崎銀行（宮崎県）          |
| 群馬銀行（群馬県）   | 第三銀行（三重県）      | 大分銀行（大分県）          |
| 東和銀行（群馬県）   | 滋賀銀行（滋賀県）      | 沖縄振興開発金融公庫（沖縄県）    |
| 千葉銀行（千葉県）   | 京都信用金庫（京都府）    | 沖縄銀行（沖縄県）          |

#### 大学との 包括的連携協力協定／覚書締結例

|        |        |             |
|--------|--------|-------------|
| 帯広畜産大学 | 金沢大学   | 鳴門教育大学      |
| 北海道大学  | 名古屋大学  | 立命館アジア太平洋大学 |
| 秋田大学   | 愛知大学   |             |
| 国際大学   | 愛知淑徳大学 | 九州大学        |
| 筑波大学   | 三重大学   | 宮崎大学        |
| 茨城大学   | 京都大学   | 琉球大学        |
| 埼玉大学   | 立命館大学  |             |
| 東京大学   | 大阪大学   |             |
| 早稲田大学  | 神戸大学   |             |
| 上智大学   | 広島大学   |             |
| 一橋大学   | 山口大学   |             |
| 中央大学   | 香川大学   |             |
| 芝浦工業大学 | 愛媛大学   |             |
| 横浜国立大学 | 高知大学   |             |
| 横浜市立大学 | 徳島大学   |             |

#### 行政との 連携協定／覚書締結例

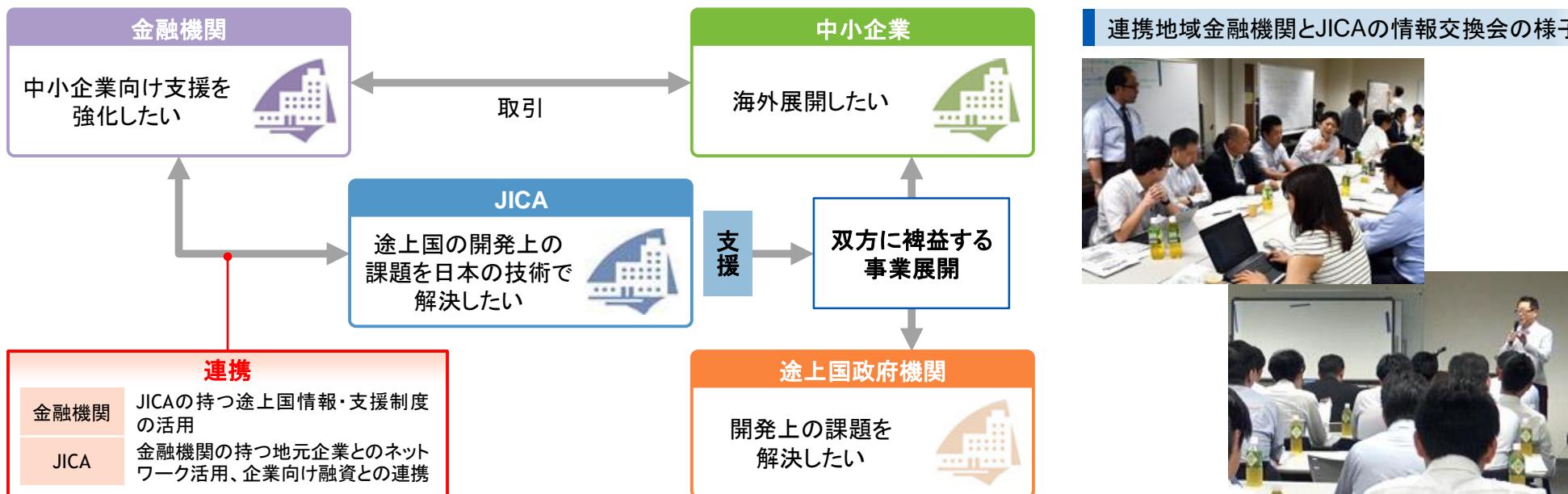
|           |
|-----------|
| 横浜市       |
| 北九州市      |
| 沖縄県       |
| 川崎市       |
| 兵庫県       |
| 神戸市       |
| 埼玉県       |
| 宮城県東松島市   |
| 富山市       |
| 島根県隠岐郡海士町 |
| 大阪府東成区    |

# IV. 民間連携、地方における取組：地域金融機関との連携

## JICAと地域金融機関の連携

- JICAは、優れた技術や製品を持つ中小企業の海外展開をサポートし、途上国の開発・発展と日本の地域活性化を図ることを目的として、2012年から中小企業海外展開支援事業を開始しました。
- 地元企業とのネットワークを有する地域金融機関と、途上国の事情を知るJICAの協力により事業の認知・関心を高め、中小企業の海外展開を後押しするため、JICAは37の地域金融機関と連携の覚書を締結し、60を超える地域金融機関と連携を進めています。
- こうした連携の推進により、地元中小企業のJICA事業への応募や採択のみでなく、連携地域金融機関の地元中小企業に対する海外展開事業のつなぎ資金や事業資金の融資も実現しています。
- JICAでは、開発途上国の状況やJICAの中小企業海外展開支援事業に関する連携地域金融機関内のセミナー・勉強会、連携地域金融機関・JICA共催の顧客向けセミナー、両者の連携による顧客向け個別相談等も開催しています。

## 中小企業海外展開支援事業



## IV. 民間連携、地方における取組：中小企業海外展開支援事例

### ウニの沿岸完全養殖・加工システムの事業展開に関する案件化調査

- 株式会社貝援隊(島根県出雲市)、中浦食品株式会社(島根県松江市)

#### フィリピン共和国の開発課題

- 雇用創出と継続的な貧困削減を実現する「包摂的成长 (Inclusive Growth)」を目指している。
- 地域漁民の生活は安定しなく、雇用がない。

#### 中小企業の技術・製品

- 株式会社貝援隊によるウニを受精から収穫まで行う“種苗生産技術”と、中浦食品株式会社による“生産したウニのステム加工技術”。これにより、種苗生産～加工まで一貫生産することができる養殖・加工システムを導入する。

#### 調査を通じて提案されているODA事業及び期待される効果

- ✓ 普及・実証事業にて、ウニの生産から販売までのビジネス可能性と地域住民の収入向上の実現性を実証する。
- ✓ 提案技術は通年養殖が可能で、かつ付加価値の高いウニ加工商品に仕上げるため、関連産業に従事する同国漁民の雇用の維持・確保と脆弱な経済基盤の改善(漁民の収入向上)に寄与する。

#### 日本の中小企業のビジネス展開

- ウニの加工品は、国内外で付加価値の高い収益性のある商品であるため、①寿司ネタ向け、②その他商品向け(例: 塩ウニ加工・ウニを用いたソース・ペースト)を想定しており、実際に販路確保に向けた取り組みを行っている。また振り分けとしては、収穫物の50%は寿司ネタとして日本に輸出し、残り50%はフィリピンでの消費と世界への輸出にあてる計画である。

# IV. 民間連携、地方における取組：大学等との連携

## JICAと学校法人の連携

- 教育はすべての人々が等しく享受すべき基本的権利であり、持続可能な開発目標(SDGs)のすべての目標の達成を下支えする重要な役割を担っています。

### 共同研究・ 科学技術協力

環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症等の地球規模課題の解決を視野に、これら諸課題の解決に繋がる新たな知見の獲得及びその研究成果の社会還元を目指し、開発途上国の社会的ニーズをもとに我が国の研究機関と開発途上国の研究機関とが協力して、技術協力プロジェクトの枠組みにより国際共同研究を推進しています。



### 教育・人材 育成

JICAは、就学前教育から初中等教育、職業技術教育・訓練、高等教育、識字・ノンフォーマル教育に至るまで教育セクターを包括的に俯瞰し、人々のニーズに応じた質の高い「途切れない学び」を相手国が実現できるよう協力に取り組んでいます。



### SDGsへの 取組み

JICAは、日本政府の教育戦略に基づき、2030年までのSDG教育目標の達成に向けて取り組むために、2015年10月に今後5年間の教育ポジションペーパーを策定しました。「教育」はJICAが中心的な役割を果たすSDGsの10のゴールのうちの1つとなっています。



## (例) ABEイニシアティブ(アフリカの若者のための産業人材育成: African Business Education initiative for Youth)

- ABEイニシアティブは、アフリカの産業人材育成と日本企業のアフリカビジネスをサポートする「水先案内人」の育成を目的として、アフリカの若者を日本に招き、日本の大学での修士号取得と日本企業などでのインターンシップの機会を提供するプログラム
- 2014年以来、2019年4月までにアフリカ54カ国すべての国から、1,219人が来日。うち、775人がすべてのプログラムを終え帰国し、100名超が日本企業に採用・日本企業とのパートナーとして現地で活躍中



# IV. 民間連携、地方における取組：行政との連携

## JICAと地方自治体の連携

- 日本の地方自治体には、地域住民向けのサービスとして、上下水道、廃棄物処理、保健衛生・母子保健、社会福祉、農業普及、初等・中等教育、職業訓練、環境保全、公共交通といった分野で、これまで蓄積してきたノウハウと人材が豊富に存在しています。これらの経験・知見は、地方分権化が進む開発途上国において必要とされています。
- 開発途上国の中多様なニーズに応え、地域市民の方々の理解・支持・参加の下で国際協力を行うとともに、地域の国際化・活性化を視野に入れた国際協力を進めていくため、JICAは地方自治体と連携した国際協力を積極的に推進しています

### (例)ミャンマー共和国ヤンゴン市における水道事業

- JICAはヤンゴン市の水道サービス向上のため、**円借款による浄水場整備、無償資金協力による緊急の漏水対策等のハード面、運営維持管理に携わる人材育成のソフト面**を支援中。
- 福岡市は水道局職員をJICA専門家としてヤンゴン市に派遣、JICAの研修員として日本に派遣されたヤンゴン市職員に短期の研修も実施。



ヤンゴン市役所にて調印式に臨むJICAミャンマー事務所長



# V. 國際協力機構のESG(協力事業)：環境・社会

## 女性の経済的エンパワメントの推進

5 ジェンダー平等を実現しよう



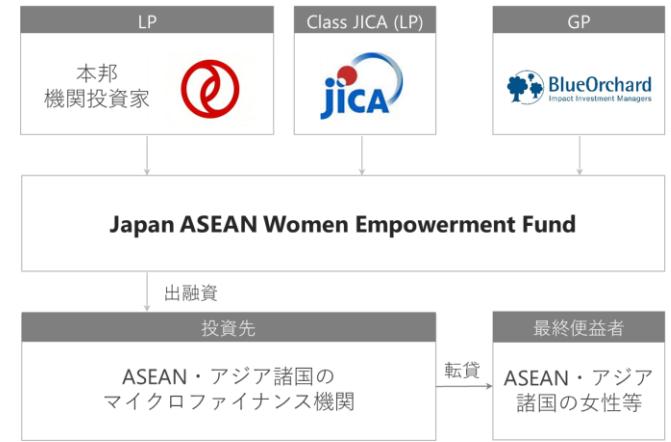
- 開発途上国では、ジェンダーに基づく差別的な慣習や法制度等によって、様々な機会や情報、資源へのアクセスが限られていることがある。
- ジェンダーの視点をあらゆる事業に取り入れることにより、格差の是正や女性のエンパワメントにつながる仕組みを展開。



(事例) インド「デリー高速輸送システム建設事業」:  
女性警備員・駅員の配置や女性専用車両の導入等による安全性配慮



(事例) 日本ASEAN女性エンパワメントファンドへの出資: ASEAN諸国において、女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関(MFI)に対する資金提供を行うことにより、同地域の女性への金融アクセスの向上を図る



## 気候変動対策の主流化

13 気候変動に具体的な対策を



- 計画段階において気候変動対策の検討を行い、エネルギー、運輸・交通、都市開発、農業、防災、森林保全等、あらゆるプロジェクトにおいて気候変動の緩和策・適応策の視点を取り入れる「気候変動対策の主流化」を促進。
- 実績: 約7,870億円(気候変動対策分野における2017年のJICAの支援総額。内訳は緩和策52.3%、適応策46.3%、緩和・適応策横断型1.4%)



(事例) フィリピン「パッシグ・マリキナ川河川改修事業」:  
マニラ首都圏中心部を貫流するパッシグ・マリキナ川流域における  
洪水対策計画の策定及びその実施、ハザードマップ作成等

# V. 國際協力機構のESG(協力事業)：社会・ガバナンス

## ガバナンス面も含めた事業リスク分析及び国家経済的(社会的)観点からの事業評価

### ■ ガバナンス面も含めた事業リスク分析

事業の開発効果の発現を確保するため、案件審査時に、借款資金の償還可能性のみならず、政府、現地コミュニティ等のステークホルダーに関するリスク、実施機関に関するリスク(財務面・技術面の実施能力、ガバナンス体制)等を確認。

### ■ 国家経済的(社会的)観点からの評価

有償資金協力事業の審査時に、事業単体の財務便益の評価(財務的内部収益率(FIRR)の算出)に加え、事業の国家経済的見地からの経済便益の評価(経済的内部収益率(EIRR)の算出)も行い、総合的に事業を評価。

## 不正腐敗防止及び透明性の確保

### ■ 不正腐敗防止ガイダンス・相談窓口

贈収賄等を防止するため「JICA不正腐敗防止ガイダンス」を各種言語で作成・公開し、これを周知・活用してJICA事業の関係者に対して不正腐敗の防止を促している。また、不正腐敗情報相談窓口を設置し、常時相談を受付。

### ■ 円借款プロジェクトの契約における透明性の確保及び片務契約の防止

- 有償資金協力の円借款事業に関して、調達ガイドライン及びコンサルタント雇用ガイドラインを作成し、借入人による同ガイドラインの遵守を借款契約に規定することで、調達／選定過程における透明性の確保を企図。
- ガイドライン上で、国際基準であるFIDIC(国際コンサルティング・エンジニア連盟)の標準契約約款に準拠した「円借款事業に係る標準入札書類」の使用を義務化し、片務的契約を防止。

# V. 國際協力機構のESG(組織全体)：環境・社会

## 環境方針

- 「JICA環境方針」実現のため、毎年度、各部署が部署別環境マネジメント計画を作成し、実施。2004年度に活動を開始し、2005年度にISO14001の認証を取得。2013年からISOの考え方を踏襲しつつ独自の環境マネジメント運用に切替え。

### 「JICA環境方針」の主な項目：

- (1)国際協力事業を通じた環境対策の推進、(2)環境啓発活動の推進、(3)オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進、  
(4)環境法規制等の遵守

## 女性の活躍及びワークライフバランス

- 職員約1,900人のうち、女性は約4割。海外赴任者における女性の占める割合は約3割
- 女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境整備
  - 女性管理職比率:2019年3月末実績16.2% → 2021年度末までに目標値 20.0%
  - 男性の育児休業取得者:2017年度9名→ 2018年度11名、平均取得期間4.3か月
- 2016年「女性活躍パワーアップ大賞」(主催:日本生産性本部ワーキングウーマン・パワーアップ会議)にて奨励賞を受賞
- メディアによるJICA職員のキャリアと家族生活の両立事例の紹介
  - 「ママのキャリアと昇進意欲を維持する『フェアネス』」(日経DUAL 2018年9月14日)
  - 「産む前に『復職後』示す JICAのフェアな女性登用」(日経スタイル2018年11月1日)

## 安全対策

- 海外で活動するJICA事業関係者が安全に、安心して活動できるよう安全対策に注力
    - 脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化
    - 事業関係者等に対する行動規範の共有の徹底
    - 海外拠点等での防護措置の強化、危機発生時の対応能力強化
    - 安全対策に係る研修・訓練機会の整備と拡充
- ⇒JICAとの契約有無に関わらず、国際協力事業に従事する幅広い関係者に対して研修機会を提供
- また、各協力事業においても、施設建設等事業に関し、現場における対策強化を実施

# V. 國際協力機構のESG(組織全体): ガバナンス(1)

## 業務運営と業績評価の枠組み

### PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクル

#### ■ Plan

主務大臣の定める中期目標(5年間)に基づく、中期計画(5年間)と年度計画の策定

#### ■ Do

計画に基づく業務の実施

#### ■ Check

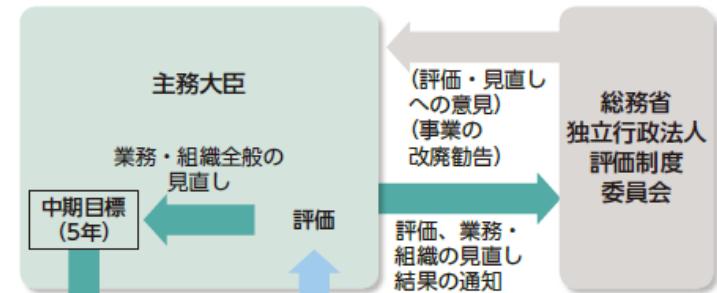
各年度及び中期目標期間終了時における、業績評価(5段階評価)の実施

- 計画の達成状況に関する業績を自己評価の上、結果を主務大臣に提出
- 主務大臣が業績を評価し、結果を通知・公表（外務省HPにて公開）
- (中期目標期間終了時)主務大臣が評価結果に基づき、業務及び組織全般にわたる検討を実施

#### ■ Action

必要な改善・見直しを踏まえた、計画への反映、業務の実施

⇒ 業績評価を通じたPDCAサイクルを確保し、より良い業務運営を目指す



# V. 國際協力機構のESG(組織全体)：ガバナンス(2)

## 内部統制

### ■ 内部統制推進体制の整備

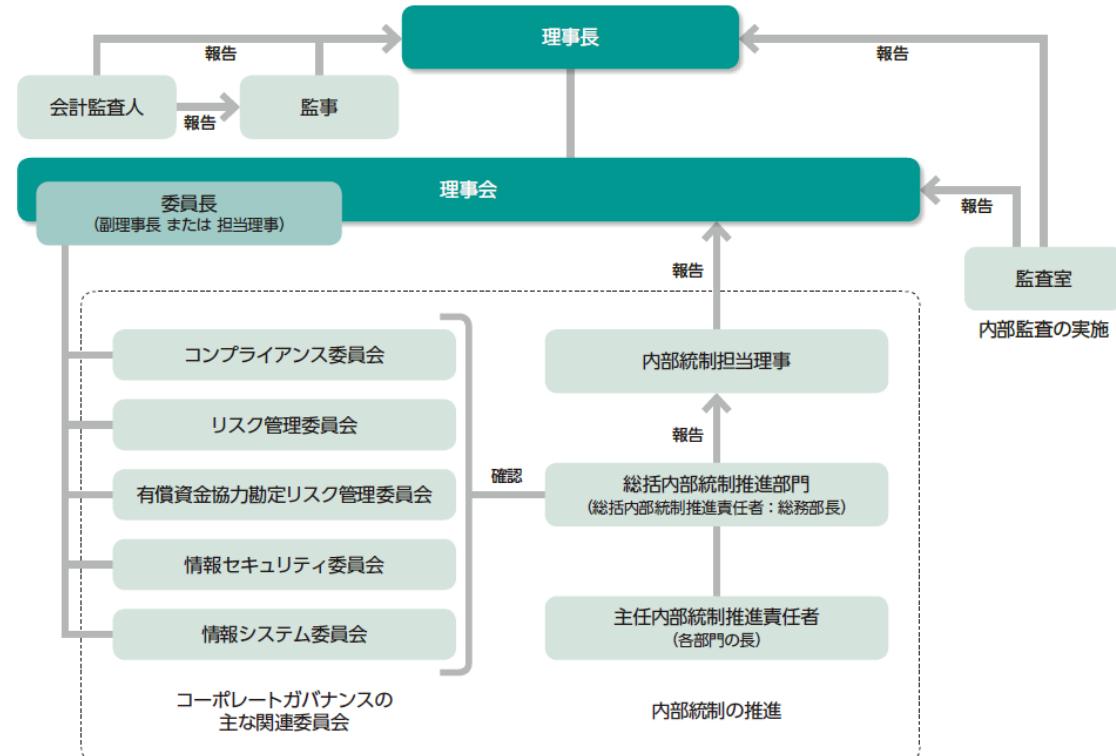
部署毎の日常的な内部統制のモニタリングに加えて、内部統制担当理事及び内部統制推進部門によるモニタリングを実施。加えて、重要な内部統制に関する事項については、委員会を設置し、審議。

### ■ 監査実施、結果をフォローアップ

独立部門である監査室による内部監査、監事や会計監査人による監査の実施を通じたガバナンスの質の確保

## 内部・外部通報制度

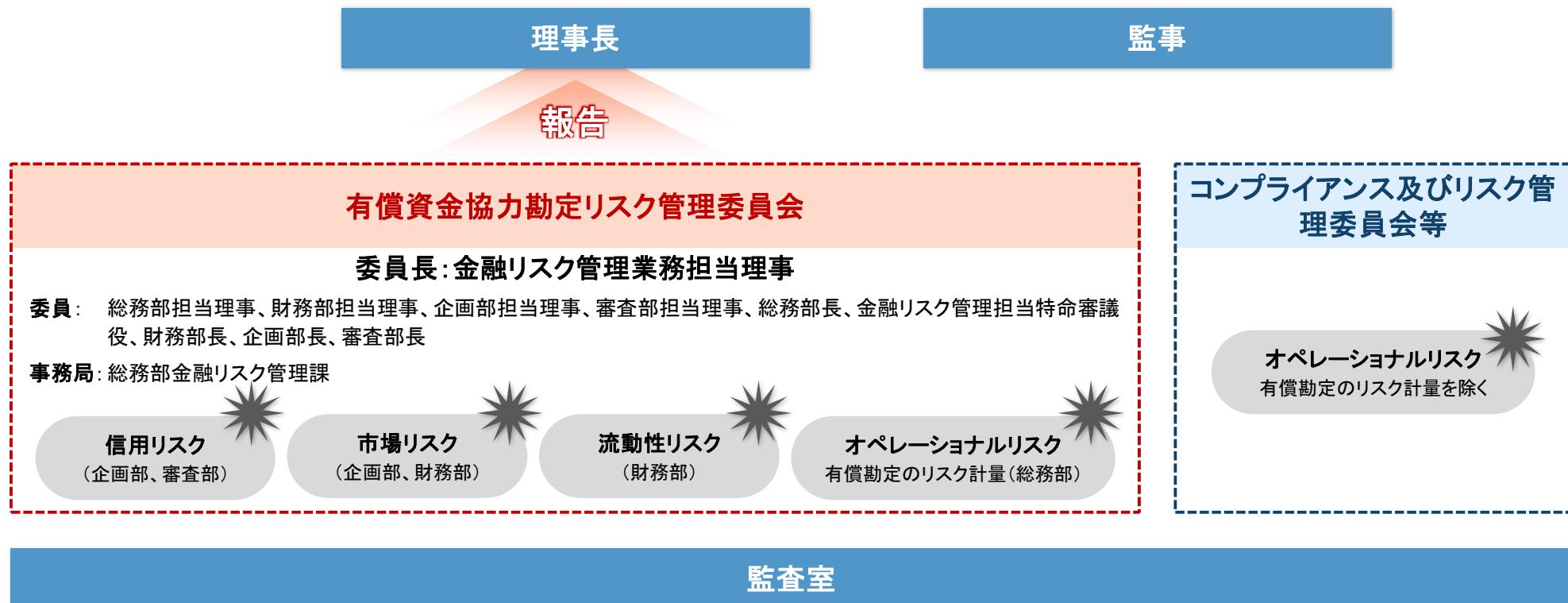
- JICAの業務運営に関する違法行為等の早期発見及び是正、JICAの業務運営の公正性の確保に資することを目的として、内部通報窓口及び外部通報窓口を設置。



# V. 國際協力機構のESG: ガバナンス(3)

## 有償勘定の統合的リスク管理態勢

- **有償資金協力勘定統合的リスク管理規程:** 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションルリスクの管理方針を策定
- **有償資金協力勘定リスク管理委員会:** 統合的リスク管理に関する重要事項を審議  
委員長: 金融リスク管理業務担当理事  
審議事項: リスクの統合的な管理方針及び分析結果、管理手法等



# V. 國際協力機構のESG: ガバナンス(4)

## 有償資金協力勘定における信用リスクの特徴・管理

### 特徴

- 貸出の大宗は**外国政府向け(ソブリン融資)**  
⇒ JICAのソブリン債権は相手国の公的債務として取り扱われ、債権  
国会議(パリクラブ)での交渉・支援対象
- **政府の政策的要請に基づき供与額・供与先が決定される**  
⇒ 個別与信判断や与信集中管理の自由度が少ない(特定少数の供与  
先という特殊性)
- 円借款債権は**長期貸出**が前提  
⇒ 貸出中に貸付先の政治・経済状況の変化等により債務負担能力が  
変化する可能性が高い

### 政策的判断により債務が削減されたケース

- 2000年に向けて最貧国の債務帳消しを求める国際世論が活発化、  
2002年11月、日本政府は、債務救済対象国(重債務貧困国(HIPCs)  
等)に対する債務救済の方法を、従来の「債務救済無償の供与」から  
「JBIC円借款債権の放棄」に変更することを決定
- これを受け、2002年度決算(旧JBIC海外経済協力勘定)以降、債権放  
棄対象額(8,764億円)について償却もしくは個別引当済み。引当や債  
権償却の原資として、積立金及び各年度の利益金を充当する一方、財  
務基盤安定の観点より2003年度以降2009年度まで交付金の形で予  
算上の手当てを受けた

### 管理

- 原則として全ての与信先に対して**信用格付**を付与。信用格付  
は与信先のリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを実施
- 民間金融機関と同様、有償資金協力勘定においては**金融検査  
マニュアル**に沿った**資産自己査定**を実施し、それを踏まえて引  
当金を計上

### 債権国会議(パリクラブ)とODA債権の位置づけ

- パリクラブとは、対外債務の返済が困難となった国に対して、二国間公的債務(ODA債権及び非ODA債権)の債務再  
編措置を取り決めるための国際会合(フランス経済財政産業  
省が主催)。債権国、債務国とも政府が代表となって交渉。
- 債務国がIMFとの間で融資を伴う経済プログラムに合意して  
いる事を前提に債務再編措置(繰り延べ又は削減)を行う
- ODA債権と非ODA債権を区別しており、ODA債権は債務削  
減ではなく繰り延べによる対処が原則



# V. 國際協力機構のESG: ガバナンス(5)

## 有償資金協力勘定における金利リスクの主な要因・対応

### 要因

- 円借款の貸付金利(供与条件)は承諾時に日本政府によって政策的に決定される
- 円借款は事業の進捗に応じて貸付実行されるものが大半であり、貸付金利の決定のタイミングと資金調達のタイミングにずれが生じるため、この期間の金利変動リスクを負っている

### ALM業務

- 金利推移モデルを使用したシミュレーションを実施。各種リスク要因への感応度の低いポートフォリオの模索
- デュレーション、BPV、GPS、EaR、ストレステストの確認・分析等リスク現況の定期的なモニタリングを通じ、リスク管理施策の調整を適宜実施

(注)BPV: Basis Point Value, GPS: Grid Point Sensitivity, EaR: Earning at Risk

### オペレーショナルリスクへの対応

- 事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、他部門から独立した監査室が、本部、国内拠点、海外拠点の監査を実施
- 「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員および関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めている
- コンプライアンスの推進、役職員のコンプライアンスへの意識の醸成に努めている

### 対応

- 法制度上の手当てによる自己資本(出資金受入、利益剰余金積立(準備金))の備え
- 金利スワップを実施
- 負債調達(財融借入及びJICA債)の条件多様化
- 円借款供与条件の改定(供与条件見直し頻度の増加、変動金利貸付の拡充等)

### 価格変動リスクへの対応

- 保有している株式は、政策目的で保有しており、出資先の市場環境や財務状況、為替などによる評価損の変動をモニタリングしている

### 流動性リスクへの対応

- 有償資金協力勘定における資金調達は、主として政府からの資金(財政投融資及び一般会計出資金)であり、市場からの調達(JICA債及び短期借入)は限定的であることから、流動性リスクには一定の耐性がある
- 一方、資金繰りリスクとして、予期せぬ延滞の発生等が存在し得ることから、以下の対応をとっている
  - ・資金需要に応じた一定の手許余裕金を確保
  - ・短期的な資金ギャップに対応する機動的な資金調達手段として、民間金融機関からの借入枠を確保
  - ・余裕金運用は、「安全かつ効率的な」資産に限定して実施(通則法第47条、JICA法第36条)

# 参考情報: 勘定区分と決算制度

## ■ 財務会計は下記に基づいて管理される

- 「独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。」(独立行政法人通則法第37条) ⇒ 独立行政法人会計基準
- 「機構は、有償資金協力業務と有償資金協力業務以外の業務につき、経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。」(JICA法 第17条)

| 勘定       | 業務                                      | 決算頻度               | 決算発表時期                                  |
|----------|---|--------------------|---|
| 有償資金協力勘定 | 有償資金協力                                  | 半期毎<br>(JICA法第28条) | 2019年度半期 2019年11月末<br>2019年度通期 2020年6月末 |
| 一般勘定     | 技術協力<br>無償資金協力 <sup>(注)</sup><br>その他の業務 | 通期毎<br>(通則法第38条)   | 2019年度通期 2020年7月末頃<br>(主務大臣承認後)         |

(注)外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。

出所: JICA作成

# 参考情報: 一般勘定予算

- 一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金
- 支出予算は、収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っていない

| 予算: 技術協力 |        | 予算: 無償資金協力事業規模(外務省予算) |        |        |
|----------|--------|-----------------------|--------|--------|
| 収入       |        | (単位: 億円)              |        |        |
|          |        | 2017年度                | 2018年度 | 2019年度 |
| 運営費交付金   | 運営費交付金 | 1,503                 | 1,498  | 1,505  |
|          | その他の収入 | 9                     | 27     | 60     |
|          | 計      | 1,512                 | 1,525  | 1,565  |
| 支出       | 一般管理費  | 93                    | 96     | 91     |
|          | 業務経費   | 1,413                 | 1,419  | 1453   |
|          | 受託経費   | 3                     | 1      | 2      |
|          | 寄附金事業費 | 0                     | 0      | 2      |
|          | 施設整備費  | 4                     | 9      | 17     |
|          | 計      | 1,512                 | 1,525  | 1,565  |

出所: JICA作成

(※) 単位未満は四捨五入しており、合計と内訳が一致しない場合もあります

# 参考情報: 一般勘定決算

比較損益計算書

|                  | (単位:百万円) |         |
|------------------|----------|---------|
|                  | 2017年度   | 2018年度  |
| 経常費用             | 238,184  | 247,543 |
| 経常収益             | 227,716  | 238,451 |
| (うち運営費交付金収益)     | 132,494  | 139,031 |
| (うち無償資金協力事業資金収入) | 90,152   | 94,985  |
| 経常利益(△経常損失)      | △10,468  | △9,093  |
| 臨時損失             | 690      | 34      |
| 臨時利益             | 90       | 68      |
| 当期純利益(△当期純損失)    | △11,068  | △9,059  |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額  | 15,372   | 12,227  |
| 当期総利益            | 4,304    | 3,168   |

比較貸借対照表

|         | (単位:百万円) |         |
|---------|----------|---------|
|         | 2017年度末  | 2018年度末 |
| 流動資産    | 227,482  | 242,081 |
| 固定資産    | 43,849   | 44,130  |
| 資産合計    | 271,332  | 286,211 |
| 流動負債    | 199,569  | 223,604 |
| 固定負債    | 5,690    | 7,626   |
| 負債合計    | 205,260  | 231,230 |
| 資本金     | 62,452   | 62,452  |
| 資本剰余金   | △20,193  | △21,957 |
| 利益剰余金   | 23,813   | 14,485  |
| 純資産合計   | 66,072   | 54,981  |
| 負債純資産合計 | 271,332  | 286,211 |

(※) 単位未満は四捨五入しており、合計と内訳が一致しない場合もあります

## お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 財務部 市場資金課  
〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル  
TEL: 03-5226-9279  
FAX: 03-5226-6383  
URL: <http://www.jica.go.jp/investor/index.html>

### 免責事項

本資料は、当機構に関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、債券の募集、販売などの勧誘を目的としたものではありません。また、本資料に記載されている機関以外の国内機関、国際機関、統計数値などにかかる情報は、公開情報などから引用したものであり、情報の正確性などについて保証するものではありません。

債券への投資をご検討される場合には、当該債券の発行にあたり作成される債券内容説明書およびその他入手可能な直近の情報などをご確認頂き、投資家の皆様のご自身の責任でご判断下さいますようお願い致します。